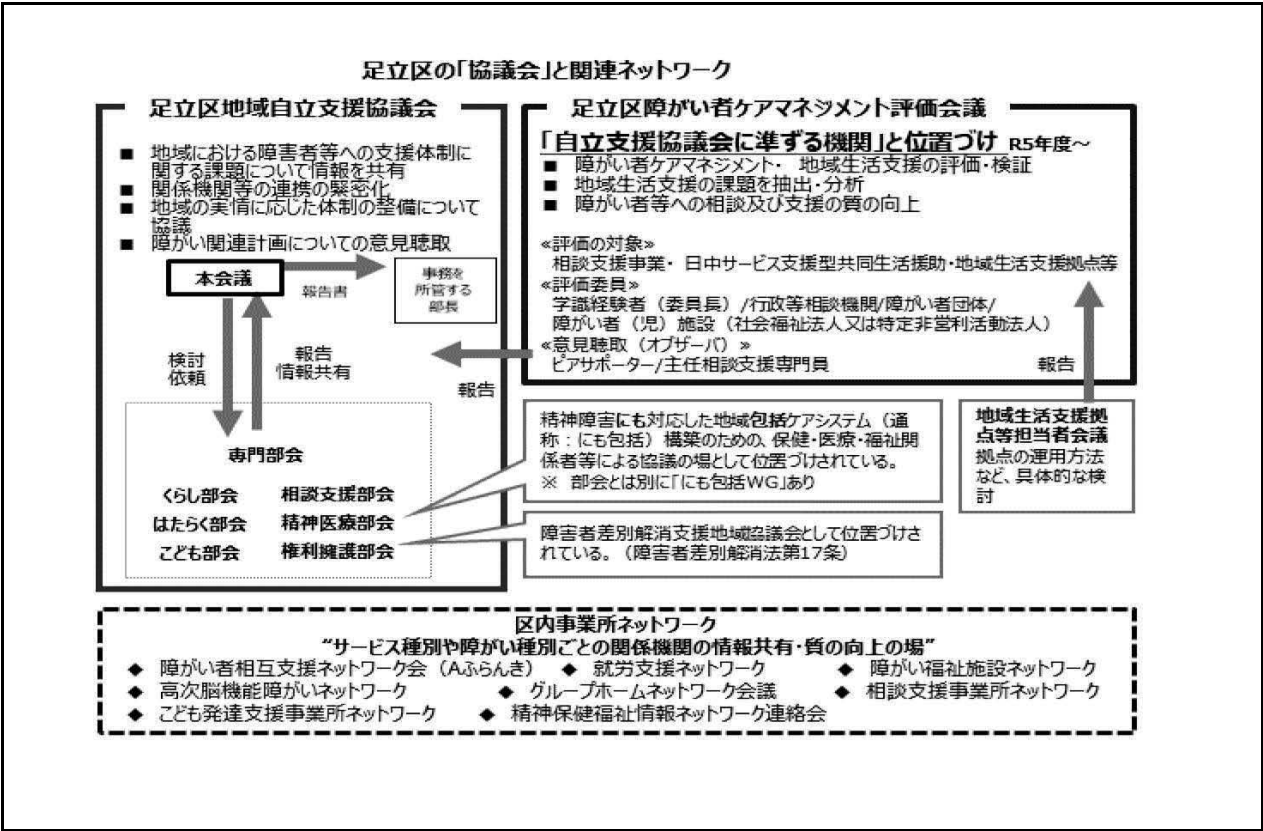


足立区

1 地域自立支援協議会の基本事項

- (1) 名称 足立区地域自立支援協議会
- (2) ホームページURL <https://www.city.adachi.tokyo.jp/s-engo/jiritusienkyogikai.html>
- (3) 組織図



(4) 会議実施方法等

ア 開催方法

全体会	集合形式	専門部会等	集合形式
-----	------	-------	------

具体的な内容

基本は集合形式だが、状況に応じてハイブリット形式、書面等の開催も可能。

イ 開催時間

全体会	平日日中（業務時間内）	専門部会等	平日日中（業務時間内）
-----	-------------	-------	-------------

2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏 名	所 属	種 別	備考	経験 年数
1	会長	小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科	学識経験者		長期
2		佐藤 奈緒	足立区手をつなぐ親の会	身体・知的障害者相談員		3
3		蔵津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会	身体・知的障害者相談員		4
4		名久井 昭吉	足立区精神障がい者家族会連合会	家族・関係団体		5
5		小久保 兼保	足立区障害者団体連合会	障害当事者（ピアサポーター含む）		長期
6		樺沢 えり	東京足立病院	医療関係者		2
7		石井 達雄	民生・児童委員	民生委員・児童委員		1
8	はたらく部会長	橋本 一豊	障害者就業・生活支援センターWEL'S TOKYO	障害福祉サービス等事業者		6
9	こども部会長	小谷 博子	東京未来大学こども心理学部	学識経験者		4
10	相談支援部会長	森 和美	あだちの里相談支援センター	相談支援事業者		6
11	くらし部会長	酒井 紀幸	足立あかしあ園	障害福祉サービス等事業者		6
12	精神医療部会長	森澤 美穂	精神障がい者自立支援センター	障害福祉サービス等事業者		5
13		堀江 浩子	都立花畑学園	教育関係機関		3
14		梶原 里美	本木保育園	その他		2
15		中郡 英一	鹿浜第一小学校	教育関係機関		4
16		島村 正弘	ハローワーク足立	雇用関係機関		1
17		辰田 雄一	足立児童相談所	行政職員（都）		6
18		松井 美穂子	都立北療育医療センター城北分園	医療関係者		長期
19		平賀 正司	都立精神保健福祉センター	行政職員（都）		長期
20		和田 忍	社会福祉協議会	社会福祉協議会		1
21		橋本 太郎	こども支援センターげんき	行政職員（区市町村）		3
22		日吉 理仁	障がい福祉課	行政職員（区市町村）		2
23	権利擁護部会長	山本 武史	権利擁護センターあだち	社会福祉協議会		3
24		水口 千寿	足立保健所	保健所		3
25		秦 英一郎	中央本町地域・保健総合支援課	保健所		1
26		早川 亮	障がい援護担当	行政職員（区市町村）		1
27		山本 克広	障がい福祉センター	行政職員（区市町村）		1

(2) 委員構成

種 別	全体会・ 部会名	全体会	くらし部会	はたらく 部会	こども部会	相談支援 部会
学識経験者		2			1	
医療関係者		2			1	
保健所		2				
教育関係機関		2		2	3	
雇用関係機関		1		2		
企業		0		1		
障害当事者（ピアサポーター含む）		1		1		
家族・関係団体		1				1
身体・知的障害者相談員		2	2	1	2	2
相談支援事業者		1				5
障害福祉サービス等事業者		3	9	5	3	
社会福祉協議会		2		1		
法曹関係者		0				
民生委員・児童委員		1	1		1	1
地域住民		0				
行政職員（区市町村）		4	1	1	2	1
行政職員（都）		2			1	
その他		1			1	
計		27	13	14	15	10

種 別	全体会・ 部会名	権利擁護 部会	精神医療 部会
学識経験者			
医療関係者		1	6
保健所			3
教育関係機関			
雇用関係機関		1	
企業			
障害当事者（ピアサポーター含む）		1	1
家族・関係団体		1	1
身体・知的障害者相談員		2	
相談支援事業者			
障害福祉サービス等事業者		2	2
社会福祉協議会		1	1
法曹関係者		1	
民生委員・児童委員		1	
地域住民			
行政職員（区市町村）		2	1
行政職員（都）			
その他			
計		13	15

3 地域自立支援協議会の活動状況

（１）地域自立支援協議会での協議事項（複数回答）

① 相談支援事業の運営体制に関すること。

（相談支援部会）相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について協議。

② 就労支援に関すること。

（はたらく部会）障がい者雇用の現状と地域課題の抽出。企業や地域のニーズを踏まえて、就労選択支援や就労移行支援、就労継続支援B型などの障がい福祉サービスのあり方の検討。

③ 地域移行・地域定着支援に関すること。

（精神医療部会）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けたワーキンググループの事例検討から抽出された、地域移行等の課題について協議。
（くらし部会・本会議）地域生活支援拠点等担当者による地域移行等に関する検討の報告を受け、意見交換・協議。

④ 高齢者福祉サービスとの連携に関すること。

（くらし部会）65歳到達に伴う障がいサービスから介護保険・高齢サービスへの移行期の課題について協議。

⑤ 医療と福祉の連携に関すること。

（精神医療部会）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けたワーキンググループの事例検討から抽出された医療と福祉の連携の課題について協議。
（くらし部会）新型コロナウイルス感染症による影響および医療連携の課題について協議。
（こども部会）医療的ケア児の支援について協議。

⑥ 困難事例等の解決に向けた検討に関すること。

（相談支援部会）事例等の解決に向けた相談体制の現状と課題について協議。
（精神医療部会）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けたワーキンググループの事例検討から抽出された課題について協議。
（権利擁護部会）当事者からの体験談や事例を通じて権利擁護支援の課題について協議。

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること。

（相談支援部会）社会資源マップの作成。

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること。

（本会議）地域生活支援拠点等及び日中サービス支援型共同生活援助の評価・検証、相談支援のモニタリング検証の仕組みについて協議、実施。

⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること。

（権利擁護部会）合理的配慮、成年後見制度を含む権利擁護支援について協議。

⑩ 地域生活支援拠点等の整備に関すること。

（本会議・くらし部会）地域生活支援拠点等の取り組み状況の報告及び地域生活支援拠点等の機能と関連する地域課題について協議。

⑪ 障害福祉計画等に関すること。

（本会議）「障がい福祉計画等」の作成に向け、協議会からの意見聴取の実施。

⑫ 地域自立支援協議会の運営に関すること。

（本会議・各専門部会）自立支援協議会の目的・機能について、本会議・専門部会の協議の進行についての確認。
（本会議）改正障害者総合支援法の「守秘義務規定」について情報共有。

（２）地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

① 情報の顕在化

本会議及び各専門部会にて、各領域、ライフステージ毎の地域課題を抽出している。

② 情報共有・情報発信

本会議及び各専門部会にて、地域課題を共有し、内容をホームページに公開している。

③ 分野を越えてのネットワークの構築

本会議及び各専門部会にて、保健・医療・福祉・教育などの幅広い委員を選出し、ネットワークを構築している。

④ 各分野の社会資源の共有化及び整合性の確認

社会資源マップを作成している。

⑤ 地域課題の整理

2年を1期として報告書を作成・整理している。

⑥ 課題解決に向けての検討

本会議及び各専門部会にて、抽出・整理された地域課題について検討している。

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

「障がい福祉計画等」の策定の進捗の報告・意見聴取を行っている。

⑧ 社会資源の開発及び改善

地域生活支援拠点等及び日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）、相談支援のモニタリング検証、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について協議している。

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

構成員の資質向上等に寄与するために、必要に応じてオブザーバーや講師を招き、説明や講義等を受けている。なお、構成委員ではないが、相談支援事者養成研修の受講生に対し、傍聴等による研修の機会を提供している。

⑩ 権利擁護・虐待防止

権利擁護部会にて、地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討している。なお、権利擁護部会は、差別解消支援地域協議会の機能を担っている。

⑪ 相談支援過程における評価（相談支援の質の評価、機関等及びそれらの連携に関する評価、施策に関する評価、政策作成に係る提言）

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議を自立支援協議会に準ずる機関と位置づけ、地域生活支援拠点等及び日中サービス支援型共同生活援助の評価・検証、相談支援のモニタリング検証の検討を行う等、施策や地域支援・ケアマネジメント過程等の評価を行っている。

（３）地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 個別の困難事例の把握・検討（複数回答）

② 専門部会やその他の各種連絡会等から検討が必要なものを取り上げている。

専門部会や各種ネットワークにて困難事例等を取り上げている。

イ 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

① 相談支援の質及び量

（相談支援部会）相談支援事業所に関する課題について協議。相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について協議。（各部会）家族等への支援と複合的課題への対応が課題。

② 社会資源の開発及び改善

（本会議等）地域生活支援拠点等及び日中サービス支援型共同生活援助の評価・検証、相談支援のモニタリング検証の検討、実施。

③ 権利擁護・虐待防止

（権利擁護部会）事例を通じ把握した課題について協議。国連の権利条約について共有し、権利擁護の推進について検討。意思決定支援のためのチームづくりやどこかに相談すれば届く体制が重要。

④ 高齢福祉分野との連携

（くらし部会・相談支援部会・精神医療部会等）事例を通じ把握した課題について協議。（くらし部会）障がいのある方・家族の方・高齢化の課題への対応について検討。介護・医療連携窓口や基幹地域包括支援センターを招き情報共有を行った。将来を見据えた支援、医療・高齢分野との連携構築が必要。

⑤ 福祉人材(マンパワー)の確保

(相談支援部会・くらし部会・精神医療部会)現状を共有し、人材確保と育成について協議。福祉等職員の高齢化、生産年齢人口の減少を踏まえ、持続可能な人材面の課題の解消が急務。人材確保と育成のためには、情報共有・事例検討の場(基幹等)、若年層の力・アイデア等の活用、若い世代へのアプローチが必要。

⑥ 緊急・災害等対応

(くらし部会)地域生活支援拠点等の緊急対応の報告を踏まえ課題について協議。
(はたらく部会)就労者や就労支援における災害時対応について協議。

⑦ 医療的ケア

(相談部会・くらし部会・こども部会)委員等を通じて把握した医療的ケアの課題について協議。医療機関の各診療科における障がい理解や受入が課題。

⑧ 障害児支援

(こども部会)委員等を通じて把握した障がい児支援の課題について協議。
こども家庭庁の開設に伴うこども施策について協議、「縦の連携」は一定程度できていることを確認、「横の連携」のための顔の見える関係づくりが必要。将来に向けたアセスメントと適切な情報提供が重要。

⑨ 教育支援

(こども部会)委員等を通じて把握した教育支援の課題について協議。

⑩ 就労支援

(はたらく部会)委員等を通じて把握した就労支援の課題について協議。
障がい者雇用の現状や就労分野の障がい福祉サービスの在り方について検討。多様な働き方への対応、就労支援の質の向上、リアルなコミュニケーションによる情報提供が重要。

⑪ 地域移行・地域定着支援

(精神医療部会)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ワーキング等を通じて把握した地域移行・地域定着支援の課題について協議。長期入院者の調査について検討。

⑫ ライフステージを通じた支援

(相談支援部会)委員等からの事例を通じて把握したライフステージを通じた支援の課題について協議。ライフステージに対応する社会資源一覧、パソコンを活用して作成した事業所マップを作成。

ウ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

⑦ 医療的ケア

医療機関(各診療科)における障がい理解や受入が課題。医療機関への連携体制構築は、広域での対応が必要である。

4 地域自立支援協議会の活性化

(1) 地域自立支援協議会活動の評価

ア 全体会・専門部会等の評価

全体会	ある程度活性化した。	専門部会等	ある程度活性化した。
-----	------------	-------	------------

具体的な内容

令和5年度は、2年度1期としている活動期間の後期にあたり、この間の活動の総まとめに向けて、協議が活性化した。

イ 活性化したと評価する理由

① 開催数及び対面開催の増加

障がい計画等の策定について意見聴取するため、本会議の開催数が増えた（令和4年度2回から令和5年度3回）。障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正法の施行に向けて、協議内容を充実させるため、権利擁護部会の開催数を増やした（令和4年度2回から令和5年度3回）。また、令和4年度は一部、書面・Webによる開催等もあったが、令和5年度は対面開催がしやすくなり、顔の見える関係づくりができ、活性化した。

② 協議方法の工夫

専門部会では、グループ討議（こども部会、相談支援部会）、委員以外の話題提供者からの報告（各部会）、パソコンやAIによる事業所マップの活用や相談支援の体験（相談支援部会）等を取り入れた。

③ 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議を「協議会に準ずる機関」と位置づけた効果

「地域生活支援拠点等」や「日中サービス支援型共同生活援助事業所」「相談支援のモニタリング」を対象とした評価を深めることができると同時に、協議会の本来の役割である情報共有や協議の時間を確保することができた。

（２）ICTの活用

① 対面開催とWeb会議の併用による会議開催も可能としている。

② 会議録作成時は、録音データから音声認識による文字起こしツールを活用可能。

③ インターネット接続パソコンを準備、また、委員等がタブレット端末等を持ち込む等により、協議の関連資料をWeb上から参照する場合もある。